

都立学校の学校運営ガイドラインの改訂について

1 改訂の概要

○段階的再開のⅢ期終了後（6月29日以降）については、分散登校を終了し、時差通学のみを実施する。

段 階	I 期 (5/26-)	Ⅱ期 (6/1-)	Ⅲ期 (6/15-)	分散登校期間 終了後 (6/29-)
登校形態	分散登校・時差通学 (出勤ピークを避けた時間帯に登下校)			時差通学
一度に集める生徒の 全生徒数に対する割合	1/6程度	1/3程度	1/2程度	全生徒
在校時間	2時間程度	2.5時間程度	6時間程度	通常
登校の日数	1日	週に1～3日 程度	週に3～4日 程度	週に5日

(参考) 区市町村立学校の全面再開の時期 (令和2年6月17日時点)

小学校						中学校					
6/1 以前	6/2 ～ 6/5	6/8 ～ 6/12	6/15 ～ 6/19	6/22 ～ 6/26	6/29 以降	6/1 以前	6/2 ～ 6/5	6/8 ～ 6/12	6/15 ～ 6/19	6/22 ～ 6/26	6/29 以降
11	1	8	22	13	7	11	1	10	21	12	7

- 部活動についても、6月29日以降は、生徒の体力や健康等の状況を鑑み、対外試合や大会参加等も含めて、感染症対策を講じながら実施する。
- 熱中症事故を防止するため、新たに「熱中症の防止」に係る記載を追加する。
- 学校と家庭（オンライン学習等）との組み合わせによる教育活動を行っていく（感染症の第二波への備え）ため、新たに「オンライン教育の活用」に係る記載を追加する。
- 小中学校、都立学校における感染症対策及びオンライン教育に係る事例等を追加する。

2 今後の予定

6月19日 ガイドライン改訂に係る通知（区市町村には参考送付）